

保険サービスご利用の手引き(ダイナースクラブ プレミアムカード)

2019年7月現在

CONTENTS	
1. 補償内容一覧表	1
2. 海外旅行保険	1
3. 海外緊急アシスタンスサービス	4
4. 海外航空便遅延費用保険	6
5. 外貨盗難保険	7
6. 国内旅行傷害保険	8
7. ショッピング・リカバリー	10
8. キャンセルプロテクション	11
9. ゴルファー保険	12
10. 交通事故傷害保険/賠償責任保険付き	14
11. よくあるご質問	16

1. 補償内容一覧表

下記の内容は、各補償内容のお支払い限度額を一覧として記載したものです。詳細は、必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。

保険種類	海外旅行保険 (自動付帯)						海外航空便遅延費用保険 (自動付帯)				外貨盗難保険 (自動付帯) *自己負担額:5,000円
	補償内容 対象者	傷害死亡・後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	賠償責任	携行品損害	救済者費用	乗継遅延費用	出航遅延・欠航搭乗不能費用	受託手荷物遅延費用	
本会員	最高1億円	1,000万円	1,000万円	1億円	100万円	500万円	2万円	2万円	2万円	4万円	10万円
家族会員											
家族特約対象者	最高1,000万円	200万円	200万円	2,000万円	50万円	200万円	—	—	—	—	—

保険種類	国内旅行傷害保険 (自動付帯)				ショッピング・リカバリー (利用条件付き) *自己負担額:1万円	キャンセルプロテクション(利用条件付き) *自己負担額:1,000円またはキャンセル費用の10%の高い額		
	補償内容 対象者	死亡・後遺障害	入院	手術		通院	死亡	入院
本会員	最高1億円	日額5,000円	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円	日額3,000円	500万円	20万円	20万円	6万円
家族会員								
家族特約対象者	最高500万円	—	—	—	—	—	—	—

保険種類	ゴルファー保険 (自動付帯)							交通事故傷害保険/賠償責任保険付き (自動付帯)		
	補償内容 対象者	賠償責任	ゴルフ用品損害	ホールインワン・アルバトロス費用	傷害保険				死亡・後遺障害	賠償責任
本会員	1億円	5万円	10万円	300万円	最高300万円	日額4,500円	入院保険金日額の5倍または10倍(1事故につき1回限り)	日額3,000円	最高100万円	1億円
家族会員										
家族特約対象者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

2. 海外旅行保険

補償が適用される場合 ご入会の翌日以降(会員資格が有効である期間中)に開始された旅行から自動的に、3カ月を限度に補償します。(自動付帯)

責任期間
会員資格期間内に日本を出国した旅行期間(海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時(24時)までの間)とします。ただし、日本を出国した翌日から3ヵ月後の午後12時(24時)を限度とします(出国日当日も補償します)。 例)7月26日に出国した場合、10月27日の日本時間午後12時(24時)までの旅行期間を補償します。

被保険者 カード会員(本会員および家族会員)、家族特約対象者

<家族特約の対象者>

- ①カード会員(本会員および家族会員)の配偶者
- ②カード会員(本会員および家族会員)またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③カード会員(本会員および家族会員)またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

*親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族となり年齢制限はありません。*家族特約の対象となる公的書類等で確認させていただきます。

*事故発生時、発病時または費用発生時において、会員と上記の続柄にあたる方が対象となります。*本会員、家族会員の方は会員としての補償を優先し、家族特約により重複して補償されることはありません。

ご注意 本手引きの内容は、概要を説明したものであり、実際の保険金のお支払い可否など詳細は、別途普通保険約款、特約条項に基づきます。本手引きの内容は、予告なく変更される場合があります。補償内容変更の際はダイナースクラブ ウェブサイトでご案内します。自動加入方式のため、保険証券は発行しません。保険金請求において、保険会社による各種確認の結果、十分な事実確認ができない場合、または、保険金請求が不正と判断された場合等は保険金をお支払いすることができません。本手引きのプレミアムカードはダイナースクラブ プレミアムカードを指します。個人情報取り扱いにつきましては本手引きP.15の下段をご確認ください。

補償内容および保険金額

補償内容		傷 害		疾 病							
		死亡・後遺障害	治療費用 (1事故の限度額)	治療費用 (1疾病の限度額)							
対象者	本会員	最高1億円	1,000万円	1,000万円							
	家族会員										
	家族特約対象者	最高1,000万円	200万円	200万円							
保険金額 (注1)	本会員	最高1億円	1,000万円	1,000万円							
	家族会員										
	家族特約対象者	最高1,000万円	200万円	200万円							
保険金をお支払いする場合	被保険者が「責任期間」中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害が生じた場合。	被保険者が、「責任期間」中の偶然な事故によってケガをし、そのケガが直接の原因で医師の治療を受けられた場合。 ※原則として医師法における医師による治療が対象となります。	被保険者が ①「責任期間」開始後に発病した病気により「責任期間」終了の72時間以内に医師の治療を受けられた場合(ただし、「責任期間」終了後に発病した病気については、原因が「責任期間」中に発生したものに限り)。 ②「責任期間」中に感染した特定の伝染病(注)がもどで「責任期間」終了の30日以内に医師の治療を受けられた場合。 (注)特定の伝染病とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、タニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 ※原則として医師法における医師による治療が対象となります。								
お支払いする保険金	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に総額で <table border="1"> <tr><td>本会員/家族会員</td><td>1億円</td></tr> <tr><td>家族特約対象者</td><td>1,000万円</td></tr> </table> ※事前に死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて <table border="1"> <tr><td>本会員/家族会員</td><td>最高1億円</td></tr> <tr><td>家族特約対象者</td><td>最高1,000万円</td></tr> </table>	本会員/家族会員	1億円	家族特約対象者	1,000万円	本会員/家族会員	最高1億円	家族特約対象者	最高1,000万円	事故の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した金額で保険会社が妥当と認めた金額を傷害治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます)。 ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。 ④入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1事故につき身の回り品購入費については5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ⑤治療を受けたために、旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします)。 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。	初診の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額を疾病治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます)。 ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1疾病につき身の回り品購入費については、5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ④治療を受けたために、旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします)。 ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑥法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。
本会員/家族会員	1億円										
家族特約対象者	1,000万円										
本会員/家族会員	最高1億円										
家族特約対象者	最高1,000万円										
保険金をお支払いできない主な場合	例えば、次のような原因により生じたケガ ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。 ⑥脳疾患、心神喪失。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、その他の医療処置。 ⑧山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ※スキューバダイビング中の事故によるケガは補償します。 ⑨乗用具を用いて競技等をしている間に生じた事故。 ⑩乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間に生じた事故。 ⑪法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間に生じた事故。 ⑫「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発生したケガ。 ⑬被保険者に対する刑の執行。 ⑭外科的手術その他の医療処置(検査、診断、投薬、治療等の医療処置そのもの)。 ※既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 など	例えば、次のような原因により生じた疾病。 ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤妊娠、出産、早産、流産、およびこれらが原因の疾病。 ⑥山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)中の高山病。 ⑦歯科疾病。 ⑧「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発病した病気。 ※既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 など									

(注1)【他の保険契約がある場合の取り扱い】

補償内容	他の契約の種類	他の個人クレジットカード付帯保険	他の法人クレジットカード※付帯保険	任意加入の海外旅行保険
傷害死亡・後遺障害		複数のクレジットカード付帯保険の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各クレジットカードに付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として按分して保険金をお支払いします)。	保険金は各保険契約金額の合算金額となります。ただし、法人クレジットカードは種類によって異なる場合がありますので、詳しくは各クレジットカード発行会社までお問い合わせください(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として合算した保険金をお支払いします)。	
上記以外		各種保険金(治療費用・携行品損害等)は、お持ちの各クレジットカードの各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	各種保険金(治療費用・携行品損害等)は、各保険契約の各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	

対象者		補償内容	賠償責任 (1事故の限度額)	携行品損害 (1事故・1旅行中の年間(注2)限度額)	救護者費用 (年間(注2)の限度額)								
保険金額 (注1)	本会員		1億円	100万円 (一つあたり10万円限度)	500万円								
	家族会員												
	家族特約対象者		2,000万円	50万円	200万円								
保険金をお支払いする場合		被保険者が、「責任期間」中に偶然な事故により誤って他人にケガをさせたり、他人のもの(注)を壊したり紛失したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。 (注)以下のものを含まず。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品 ・ホテルの客室および客室内の動産(セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含まず) ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます)	「責任期間」中に被保険者の携行品(カメラ、カバン、衣類など(注))が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 (注)携行品とは、被保険者が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行する身の回り品をいい、居住施設内(一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます)にあるものおよび別送品を除きます。また、次のものは身の回り品に含まれません。現金、小切手、切手、株券、手形その他の有価証券、クレジットカード、定期券、預貯金証書、帳簿類、設計書、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品、サーフィン、スキューバダイビング等の運動を行うための用具、仕事のためだけに使用するもの。 (注)「携行する」とは、携えて持っている状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。	被保険者が「責任期間」中に ①事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含まず)、または3日以上続けて入院された場合。 ②病气により死亡された場合。 ③発病した病气により、「責任期間」終了後30日以内に死亡された場合、または、発病した病气により、3日以上続けて入院された場合(注)。 ④搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合。 ⑤事故により被保険者の生死が確認出来ない場合(ただし、被保険者の無事の確認が出来た後に発生した費用は対象になりません)または、事故により緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合。 (注)旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。 原則として医師法における医師による治療が対象となります。									
お支払いする保険金		1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に法律上支払うべき損害賠償金をお支払いします。また、あらかじめ会員が保険会社に書面による同意を得た訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急処置に要した費用等もお支払いします。 (注)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとすときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。 (注)保険会社には示談代行の義務はありません。	携行品一つ(1点、1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額(注)をお支払いします。 (注)修理費、または再調達価額から減価償却した時価額のいずれか低いほうをいい、運転免許証については国または都道府県へ納付した再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用(現地で負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む)をいいます。	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③現地および現地までの行程における救護者のホテルなど宿泊施設の客室料(救護者1名につき14日分まで)。 ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体処理費用(100万円限度)。 上記②から④の費用は以下が限度額となります。また3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>②の交通費、 ③の客室料</th> <th>④の諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日から6日までの継続入院の場合</td> <td>救護者1名分</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>7日以上継続入院の場合</td> <td>救護者3名分</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> (注)払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。また、傷害治療費用または疾病治療費用で保険金をお支払いすべき場合は、その金額は差し引くものとします。		②の交通費、 ③の客室料	④の諸雑費	3日から6日までの継続入院の場合	救護者1名分	5万円	7日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円
	②の交通費、 ③の客室料	④の諸雑費											
3日から6日までの継続入院の場合	救護者1名分	5万円											
7日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円											
保険金をお支払いできない主な場合		例えば、次のような原因により生じた損害および賠償責任。 ①被保険者や保険金受取人の故意。 ②戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ③被保険者の親族に対する賠償責任。 ④被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任)。 ⑤航空機、船舶(*1)、車両(*2)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のものはお支払いの対象となります。 a ホテル等の宿泊施設の客室(客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティーボックスのキーおよびルームキーを含まず)に与えた損害。 b 住居等の居住施設内の部屋および部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 c 賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害 ⑦被保険者の所有・使用または管理する不動産に起因する賠償責任 ⑧被保険者の心神喪失に起因する賠償責任。 ⑨被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する賠償責任。 など (*1)原動力が専ら人力であるもの、ヨット、水上オートバイを除きます。 (*2)原動力が専ら人力であるもの(自転車等)、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスキーモービルを除きます。	例えば、次のような原因により生じた損害。 ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失、虚偽の申告。 ②戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ③すり傷、かき傷または塗料の剥れ等単なる外観のキズで携行品本来の機能に支障をきたさない損害。 ④携行品の瑕疵(かし)または自然消耗・さび・変色・虫喰い。 ⑤携行品の置き忘れまたは紛失。 ※置き忘れ後の盗難も保険金お支払いの対象外です。 ⑥山岳登山、ハンググライダー等の危険な運動に用いる用具の場合、これらの危険な運動等を行っている間に生じた損害。 ⑦サーフィン、スキューバダイビング等の運動を行うための用具。 ⑧旅行開始後に他人から借りたり、預かったりしたもの。 ⑨携帯電話・ノートパソコン等の携帯式情報端末における、ソフト・データ等に生じた損害。 ⑩偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故または機械的的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。 ⑪差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます)。 ⑫無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。 ⑬液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除く。 など	例えば、次のような原因により生じた損害。 ①被保険者の故意・重大な過失。 ②被保険者受取人の故意。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④けんかや自殺(死亡された場合を除きます)、犯罪行為を行うこと。 ⑤むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ⑥妊娠、出産、産産、これらが原因の病气による入院。 ⑦歯科疾病による入院。 ⑧無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転中に生じた事故による入院。 ⑨「責任期間」開始前から発病していた疾病を原因とする入院。 ⑩被保険者の危険なスポーツ活動中のケガ。危険なスポーツとは…リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動。 ※スキューバダイビング中の事故によるケガは補償されません。 など									

(注2)年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ(株)との保険契約期間を指します。

3. 海外緊急アシスタンスサービス

海外緊急アシスタンスサービスは海外旅行保険に付帯するサービスです。

各種サービスの提供にはカード会員資格(家族特約対象者の場合、会員との続柄含)、付保内容、出国日等を確認する必要があるため、サービスの提供にお時間を要する場合があります。あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

海外緊急アシスタンスサービスをご利用の際は、5ページに記載の東京海上日動海外総合サポートデスクまでご連絡ください。

【エマージェンシーアシスタンス】

海外旅行中に病気・ケガなどに遭われた際、24時間・年中無休でバックアップします。

1. エマージェンシーアシスタンスとは

「東京海上日動海外総合サポートデスク」を通じて、ご旅行中の病気やケガ等のさまざまなトラブルの場合に、専任スタッフが各種相談に日本語で応じます。カード会員のニーズ、トラブルの種類に応じ、各種の提携会社を起用し、以下のようなサービスを提供します。

2. サービス内容

(1) ケガや病気の場合のアシスタンス

- 最寄の病院のご案内・ご紹介
- 往診医、医療通訳の手配
- 病人、ケガ人の移送の手配
- 救援者の渡航手続き、ホテルの手配
- ご遺体の現地での火葬、日本への搬送

(2) その他のアシスタンス

- 事故により遭難された場合の捜索・救助
 - 損害賠償を請求された場合の弁護士の紹介・手配。ただし、保険会社が損害サービス対応実務上必要と認めた場合に限りです。
- ※国・地域によっては、サービスを提供しかねる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※プレミアムカード付帯の海外旅行保険で、お支払いの対象とならない費用、または契約の保険金額を超過する部分については、カード会員の自己負担となります。

【海外からの緊急医療相談サービス】

かかりつけのお医者様がいない、言葉の壁もあるなど対処に苦慮する海外での病気やケガ。個人旅行やビジネスで海外にお出かけの際の「もしも」の場合に、心強いサービスをご用意しています。

1. 海外からの緊急医療相談サービスとは

日本人医師・看護師による無料電話相談サービスです。
急な病気やケガでお困りのとき、日本語で下記の医療相談に24時間・年中無休でお応えします。

2. サービス内容

- 日本人医師による緊急医療相談
 - 留守宅への緊急メッセージの伝達
 - 応急措置、医療の選択・処方等の各種アドバイス
 - 外国人医師・病院との通訳
 - 医師・病院の紹介
- ※直接診療はできませんので、治療上の指示・診断には応じかねます。

【キャッシュレス・メディカル・サービス】

東京海上日動火災保険株式会社が提携している病院において、その場で自己負担することなく治療が受けられます。

1. キャッシュレス・メディカル・サービスとは

ご旅行中のケガや病気の治療費を東京海上日動火災保険株式会社から病院へ直接お支払いするシステムです。

2. 利用方法

病院にかかられる前に東京海上日動サポートデスクまでご連絡ください。
滞在地近隣の病院有無や、サービスの提供可否について確認のうえご利用方法などをご案内します。

3. 注意事項

- 手続きについて
サービスをご提供する場合、カード会員資格、出国日の確認等にお時間を要することがあります。
- サービスをおこわりする場合
付帯する海外旅行保険のお支払い対象とならない病気またはケガの場合にはサービスの提供をおこわりします。サービスの提供をおこわりする主な内容は次のとおりです。
 - ・「持病」「既往症」等、ご旅行出発前に発生している疾病
 - ・妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ・「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
 - ・自殺行為、闘争行為、または犯罪行為によるケガ
 - ・酒酔運転または無資格運転中に生じた事故によるケガ など
- お客様の自己負担について
治療費が付帯の保険金額または限度額を超過する場合は、その超過部分は自己負担となります。
- 治療後のお申し出について
治療後にキャッシュレスのお申し出をされた場合には、サービスが受けられないことがありますので、あらかじめご了承ください。この場合には、治療費をお支払いいただき、ご帰国後、国内で保険金請求をお願いします。
- 少額の治療費の場合
病院の都合によりキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられない場合があります。
- 転院の場合
紹介先の病院ではキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられないことがあります。

【東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先(受付時間：24時間／年中無休)】

海外緊急アシスタンスサービスを希望の場合は、下記にご連絡ください。

■ご連絡の際、お伝えいただくこと

- プレミアムカード会員であること、家族特約対象者の場合は会員との続柄
- ダイナースクラブにご登録の氏名、住所、電話番号、生年月日、カード番号
- 緊急事態の詳細(滞在地、傷害/疾病の状況、原因、連絡先)
- その他、担当者が求める情報

■ご連絡後、FAXでお送りいただくもの

- パスポートの写し(お写真やお名前が載っているページおよび出入国日のスタンプが押印されているページ)
 - 家族特約対象者の場合、会員との続柄を確認できる資料(健康保険証や住民票の写しなど)
 - その他、担当者が求める資料
- (注)※カード会員資格等が確認できない場合、サービスを提供できませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
 ※本サービスは、日本を除く国と地域からご利用いただけます。
 ※言語、地域によっては本サービスを提供できない場合があります。

《各国、地域別電話番号一覧表(通話料無料)》

滞 在 地		連絡先	滞 在 地		連絡先		
北 米	アメリカ合衆国本土(アラスカを除く)	1-844-603-8096	ヨーロッパ	ルクセンブルク	8002-4883		
	カナダ	1-844-657-3735		ロシア	8-800-707-2960		
	バミューダ諸島	1-800-623-1844					
	ハワイ	1-844-603-8096					
中南米	チリ	1230-020-2507	アジア	アラブ首長国連邦	800-081-0-0131		
ヨーロッパ	アイルランド イギリス イタリア オーストリア ギリシャ スイス スウェーデン スペイン デンマーク ドイツ ノルウェー ハンガリー フィンランド フランス ベルギー ポルトガル			イスラエル	1-80-945-0189		
				インドネシア	007803-81-1-0016		
				韓国	00798-81-1-0798		
				シンガポール	800-811-0800		
				タイ	001-800-811-0539		
				台湾	0080-181-2749		
				中国①山西省、河南省、山東省以北(北京、天津、大連等)	10800-811-0831		
				中国②上記以外(上海、広州、南京等)	10800-281-2690		
				フィリピン	1-800-1-811-0174		
			香港	800-96-2088			
			マカオ	0800-038			
			マレーシア	1-800-81-7486			
			オセアニア			オーストラリア	1-800-094-381
						グアム	1-855-200-0456
						サイパン	1-855-533-2773
			アフリカ			ニュージーランド	0800-453-448
南アフリカ共和国	0800-99-5804						

(2019年7月現在)

●上記通話料無料ダイヤルが通じない場合、上記以外の国・地域の場合、携帯電話からの通話の場合、公衆電話からの通話の場合は

コレクトコールで 東京 (81)-3-6758-2459へご連絡ください。

※コレクトコールがご利用いただけない場合、通話料金はお客様負担となりますのでご了承ください。

- (注) 1.上記通話料無料ダイヤルの場合は、電話機の種類(公衆電話、携帯電話、ホテル等)によってはご利用になれない場合があります。また、地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合がありますので、現地でご確認ください。
 2.通話料無料ダイヤル・コレクトコール以外でご連絡された場合、および日本から持ち出された、またはレンタルされた携帯電話で通話料無料ダイヤルにご連絡された場合の通信費につきましては、お客様のご負担となりますのでご注意ください。
 3.現地通信事情によって、お電話がつながりにくくなることがあります。その際は、現地通信会社へご確認ください。
 4.電話番号については最新のものを掲載しておりますが、万が一変更されている場合はコレクトコールで東京(81)-3-6758-2459へご連絡ください。コレクトコールできない場合、通話料金はお客様負担となりますのでご了承ください。
 5.東京海上日動海外総合サポートデスクは東京海上日動グループの東京海上インターナショナルアシスタンス株式会社との提携により実施しています。

LINE 無料通話でご連絡いただけるようになりました

LINEアプリを使ってスマートフォンから無料通話ができるサービスです。下記の東京海上日動火災保険株式会社のウェブサイト上に無料通話の発信ボタンがありますので、アクセスください。
www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/telephone/#anc-2-4
 パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをおすすめします。



ご注意

- ・パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- ・東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡します。
- ・LINEアプリのトーク機能(チャット)はご利用いただけません。
- ・お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- ・通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
- ・本サービスは、スマートフォンでご利用ください。
- ・本サービスは、LINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- ・本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金請求に関するお問い合わせは日本国内保険金・請求受付専用フリーダイヤル(0120-789-133)をご利用ください。

4. 海外航空便遅延費用保険

補償が
適用される場合

海外旅行中に航空便の遅延・欠航あるいは手荷物の配達遅延・紛失により、一定の費用を負担した場合、補償されます。(自動付帯)

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)

補償内容	海外航空便遅延費用			
	乗継遅延費用	出航遅延・欠航 搭乗不能費用	受託手荷物遅延費用	受託手荷物紛失費用
保険金額	2万円 (1回の遅延の限度額)	2万円 (1回の遅延の限度額)	2万円 (1回の遅延の限度額)	4万円 (1回の遅延の限度額)
保険金をお支払い する場合	海外旅行において、被保険者が旅行期間(注1)中に			
お支払いする保険金	航空便を乗り継ぐ場合において、到着便の遅延によって出発便に搭乗することができず、実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかったために、下記費用を負担した場合	搭乗予定の航空便について、次のいずれかの事由が生じ、出航予定時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかったために、下記費用を負担した場合 ●4時間以上の出航遅延 ●欠航・運休 ●搭乗予約受付業務の瑕疵(かし)による搭乗不能	搭乗する航空便が目的地に到着してから6時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかったために、下記費用を負担した場合 ★受託手荷物の中に、被保険者が携行する身の回り品のうち、下着・寝間着等必要不可欠な衣類または洗面道具・剃刀・櫛等の生活必需品が含まれていた場合に限り、	搭乗する航空便が目的地に到着してから48時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかったために、下記費用を負担した場合
保険金をお支払い できない主な場合	●被保険者・保険金受取人の故意・重過失・法令違反による事故 ●地震・噴火・津波による事故 ●戦争・騒ぎ等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故 ●これらの事由に伴い生じた事故または秩序の混乱に基づき生じた事故			

(注1) 旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時(24時)までの間)とします。ただし、日本を出国した翌日から3ヵ月後の午後12時(24時)を限度とします(出国日当日も補償します)。

※海外旅行期間中に利用する国内乗継便の航空便遅延についても、海外航空便遅延費用保険の補償が適用されます。

※同様の費用に対し保険金が支払われる他の保険契約等がある場合には、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。

アクシデントが発生した場合には

海外旅行保険 / 海外航空便遅延費用保険

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

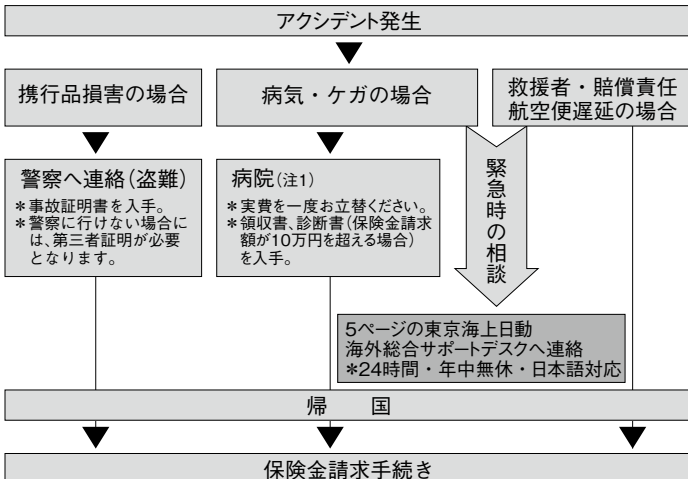
事故発生後のお問い合わせは
三井住友トラストクラブ
カード付帯保険受付デスクまで
※Japanese only

0120-562-522

受付時間：24時間/年中無休

※海外旅行保険に関する海外からの事故のご連絡は5ページに記載の東京海上日動海外総合サポートデスク[各国・地域別電話番号]またはコレクトコールで東京(81)-3-6758-2459へご連絡ください。
※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求までの手順】



(注1) 事故のご連絡の際、カード会員資格、出国日等が三井住友トラストクラブ(株)・東京海上日動海外総合サポートデスクで確認ができた場合には、保険会社から病院に対する支払い保証をし、お客様の実費お立替を省略できる場合があります。詳しくは「3.海外緊急アシスタンスサービス(キャッシュレス・メディカル・サービス)」をご確認ください。

【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類	傷		疾病治療費用	賠償責任		携行品損害	救援者費用	海外航空便遅延費用
	死亡	後遺障害		対人	対物			
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 日本出入国日および本人のお名前を確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 事故証明書(公の機関、やむをえないとき第三者のもの)*	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 医師の診断書*		※1	※2					
5. 治療費用の明細書および領収書*			○					
6. 示談書または念書				○	○			
7. 第三者の損害を証明する書類				○	○			
8. 損害物件の修理見積書または修理領収書*					○	○		
9. 損害物件の写真*					※3	※3		
10. 購入時の価格・購入先を示す書類*					○	※4		
11. 費用の支出を証明する明細書および領収書*							○	○
12. 死亡診断書または死体検案書*	○							
13. 除籍済みの戸籍謄本および印鑑証明	○							
14. 航空会社の遅延・欠航証明書								○
15. その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○	○

*については原本(オリジナル)をご提出ください。

※1：日本の医師が発行したもの

※2：保険金請求額が10万円を超える場合にはご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合でも、ご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

※3：損害品の損傷状況が確認できる写真をご用意ください。なお、写真代は会員様のご負担となりますのでご了承ください。

※4：盗難等により携行品損害保険金を請求される場合には、当該携行品購入時の領収書、保証書等をご提出ください。ご提出いただけない場合には、保険金をお支払いできない場合があります。

5. 外貨盗難保険

補償が適用される場合

海外旅行のために日本を出国してから海外より入国するまでの間(ただし、日本出国日から90日目の午後12時までを限度とします)に、カード会員が保有する外国通貨が盗難にあわれた場合、補償されます。(自動付帯)

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)

1. 補償限度額

補償限度額	10万円(年間*)
自己負担額	5,000円(1事故)

*年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ(株)との保険契約期間を指します。

2. 補償の対象となるもの

外国通貨が対象となり、日本円・トラベラーズチェックは除かれます。

※保険金支払い時に適用されるレートは、保険会社が保険金請求書を受理した日の前日の市場レートが適用されます(TTS)。

3. 補償の対象とならない主な損害

- ① 会員または保険金を受け取る方の故意に起因する損害
- ② 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- ③ 国または公権力の行使に起因する損害
- ④ **紛失または置き忘れに起因する損害**
- ⑤ 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領に起因する損害

※同様の費用に対し保険金が支払われる他の保険契約がある場合には、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。

アクシデントが発生した場合には

外貨盗難保険

【事故・保険金請求のご連絡】

帰国後速やかに、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

事故発生後のお問い合わせは
三井住友トラストクラブ
カード付帯保険受付デスクまで
※Japanese only

0120-562-522

受付時間：24時間/年中無休

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

必要書類	備考
保険金請求書	必要書類を記入のうえ署名・捺印ください。
盗難届出証明書	所轄の警察署で取り付けてください。
日本出入国日およびご本人のお名前を確認できる書類	
その他必要と認められる書類	

※上記各書類については原本(オリジナル)をご提出ください。

※警察で盗難届出証明書を発行していない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

6. 国内旅行傷害保険

補償が
適用される場合

ご入会の翌日以降(会員資格が有効である期間中)より自動的に補償されます。
(自動付帯)

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)、家族特約対象者

<家族特約の対象者>

- ①カード会員(本会員および家族会員)の配偶者
- ②カード会員(本会員および家族会員)またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③カード会員(本会員および家族会員)またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

※親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族となり年齢制限はありません。※家族特約の対象となる公的書類等で確認させていただきます。
※事故発生時において、会員と上記の続柄にあたる方が対象となります。※本会員、家族会員の方は会員としての補償を優先し、家族特約により重複して補償されることはありません。

補償内容および保険金額

補償内容		公共交通乗用具搭乗中傷害事故 / 宿泊中火災傷害事故 / 宿泊を伴う募集型企画旅行参加中傷害事故				
対象者		死亡・後遺障害		入院	手術	通院
保険金額 (注4)	本会員	死亡の場合 1億円 後遺障害の場合 最高1億円		日額5,000円	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円	日額3,000円
	家族会員					
	家族特約対象者	死亡の場合 500万円 後遺障害の場合 最高500万円				
保険金をお支払いする場合	A 被保険者が公共交通乗用具(注1)に乘客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	B 被保険者が宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	C 被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行(注2)参加中(注3)の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	保険金をお支払いする場合のA～Cのケガが原因で医師の指示に基づき入院されたとき(ただし、事故日を含めて7日目以降において入院が継続されている場合で、事故日からその日を含めて180日以内の入院でかつ180日が支払いの限度)	保険金をお支払いする場合のA～Cのケガが原因で入院保険金を支払う場合に手術を受けられたとき、手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を入院日額に乘じた額(ただし、1回の事故につき1回の手術が限度)	保険金をお支払いする場合のA～Cのケガが原因で医師の指示に基づき通院されたとき(ただし、事故日を含めて7日目以降において通院が継続されている場合で、事故日からその日を含めて180日以内の通院でかつ90日分が支払いの限度)
保険金をお支払いできない主な場合	<p>例えば、次のような原因により生じたケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。 ⑥脳疾患、心神喪失。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、その他の医療処置。 ⑧山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ※スキューバダイビング中の事故によるケガは補償されます。 ⑨乗用具を用いて競技等をしている間に生じた事故。 ⑩乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間に生じた事故。 ⑪法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間に生じた事故。 ⑫被保険者に対する刑の執行。 ⑬地震・噴火・津波による事故。 ⑭外科的手術その他の医療処置。 <p>※既往の身体の傷害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 ※平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。</p>					

- (注1)公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。航空機搭乗の場合、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。
- (注2)宿泊を伴う募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容及び旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
- (注3)募集型企画旅行参加中とは……宿泊を伴う募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。
- (注4)他の保険契約がある場合の取り扱い

他の個人クレジットカード付帯保険	任意加入の国内旅行保険
保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 他のカードで保険金が支払われた場合には、その金額を差し引いた額が保険金として支払われます(手術保険金は最も高い入院保険日額に普通保険約款で定める倍率を乗じた金額を限度として按分して保険金をお支払いします)。	保険金は各保険契約金額の合算額となります(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として合算した保険金をお支払いします)。

アクシデントが発生した場合には

国内旅行傷害保険

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

事故発生後のお問い合わせは
三井住友トラストクラブ
カード付帯保険受付デスクまで
※Japanese only

0120-562-522

受付時間：24時間/年中無休

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類 必要書類	死亡	後遺障害	入院・通院・手術
1.保険金請求書	○	○	○
2.事故証明書(旅行会社や公共交通機関等で発行されるもの)*	○	○	○
3.同意書	○	○	○
4.医師の診断書* ※1		○	○
5.死亡診断書または死体検案書*	○		
6.除籍謄本・相続権者の戸籍謄本・委任状	○		
7.印鑑証明書	○	○	○
8.その他必要と認められる書類	○	○	○

*については原本(オリジナル)をご提出ください。

※1：診断書料は保険金支払いの対象となりません。診断書の取付については、保険会社の事故処理担当者へご確認ください。

7. ショッピング・リカバリー(動産総合保険)

補償が適用される場合

プレミアムカードを利用して補償期間中に購入した商品が購入日(配送等による場合には商品の到着日)より90日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に適用となります。事前にご通知いただく必要はありません。プレミアムカードでお買い上げいただいた商品について、自動的に補償されます。(利用条件付き)

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)またはこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

1. 年間(注1)の補償限度額

カード会員1名の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

補償限度額(年間)	500万円
自己負担額	1品につき10,000円
対象期間	商品の購入日より90日間
対象となる利用	国内利用・海外利用

(注1)年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ(株)との保険契約期間を指します。

2. 補償の対象となる商品

プレミアムカードを利用して購入した商品が対象となります。ただし、次の商品は除かれます。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 船舶(ヨット、モーターボート、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車、自動車二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボート、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品(ホイールおよびカーナビゲーションを含みます) ② 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの ③ 動物および植物 | <ul style="list-style-type: none"> ④ 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道および船舶の乗車船券・航空機の航空券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット ⑤ 食料品 ⑥ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの ⑦ 不動産および不動産に準ずるもの |
|--|--|

(注) (1)ギフトカードで購入した商品は対象となりません。(2)修理された場合の送料は対象となりません。(3)レンタルしたものは対象となりません。

3. ご注意

プレミアムカードご利用控えあるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額(全損の場合は時価額、修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額で、保険会社が妥当と認めた金額とします)から自己負担額を控除した金額を補償します。ただし、会員1名につき上記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部をプレミアムカードで支払った場合には、プレミアムカードのご利用控えの金額を限度にカードによる支払い額の割合を乗じた金額をお支払いします。

(注)保険金の請求にはカードをご利用の際の売上票(控え)が必要になりますので、必ず保管してください。損害が発生した場合、保険金請求が可能な他の保険契約がある場合は、他の保険契約等からご請求いただき、その保険の補償額が損害額に満たない場合、差額分をお支払いします。

4. 補償の対象とならない主な損害

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失に起因する損害 ② 補償の対象となる商品の自然の消耗、性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害 ③ 補償の対象となる商品の瑕疵(かし)に起因する損害 ④ 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害 ⑤ 国または公権力の行使に起因する損害 ⑥ 核燃料物質に起因する損害 ⑦ 紛失または置き忘れ(置き忘れ後に生じた盗難も含みます)に起因する損害 ⑧ 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害 ⑨ 詐欺または横領に起因する損害 ⑩ 故障による損害 | <ul style="list-style-type: none"> ⑪ 商品の誤った使用に起因する損害 ⑫ 商品の配送中に生じた損害 ⑬ 保険の目的が絵画、骨董品等の美術品である場合その価値の下落による損害 ⑭ 管球類の単独損害(液晶の単独損害を含みます) ⑮ 商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷 ⑯ 楽器の音色・音質の変化、弦の切断等 ⑰ 原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害 |
|--|---|

アクシデントが発生した場合には

ショッピング・リカバリー

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

事故発生後のお問い合わせは 三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまで ※Japanese only	<h2 style="margin: 0;">0120-562-522</h2> 受付時間：24時間/年中無休
--	---

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類 必要書類	破損 事故 保険金	盗難 事故 保険金	火災 事故 保険金	その他の 事故 保険金	備考
1. 保険金請求書	○	○	○	○	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください
2. 罹災証明および盗難届出証明書		○	○		所轄の消防署・警察署で取り付けてください
3. 修理費見積書または領収書	○		○	○	修理先または購入先で取り付けてください
4. 売上票(お客様控え)	○	○	○	○	
5. 損害状況写真※1	○		○	○	
6. その他必要と認められる書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます

※全損の場合は、購入商品を回収させていただきます。
 ※上記各書類については原本(オリジナル)をご提出ください。
 ※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。
 ※配送後の商品の損害については受領証(商品の到着日を確認)が必要となります。
 ※上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。
 ※1：損害品の損傷状況が確認できる写真をご用意ください。なお、写真は会員様のご負担となりますのでご了承ください。

8. キャンセルプロテクション

補償が
適用される場合

プレミアムカードでの決済によってお申し込みいただいたご旅行などが、入院や通院など以下の事由によってキャンセルとなった場合に適用されます。
(利用条件付き)

補償対象者

カード会員(本会員および家族会員)

	キャンセル事由	サービスの提供される時期と支払責任の関係 (次の期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り補償金を支払います)	補償限度額 年間(注1)	自己負担額・回収金額の控除
①	カード会員本人、カード会員の配偶者またはカード会員の1親等以内の親族の死亡	死亡の日からその日を含めて31日以内。 ただし、カード会員本人の死亡の場合には、この限りではありません。	20万円	お支払いする補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、キャンセル費用の額から自己負担額として1,000円もしくはキャンセル費用の10%のいずれか高い額を差し引いた額とします。 なお、キャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金があるときは、その額をカード会員が負担した損害の額から差し引くものとします。
②	カード会員本人、カード会員の配偶者またはカード会員の1親等以内の親族の傷害または疾病による入院	入院を開始した日からその日を含めて31日以内。		
③	カード会員本人、カード会員の配偶者またはカード会員の子の傷害による通院	通院を開始した日からその日を含めて7日以内。	6万円	

(注1)上記①～③のキャンセル事由を合計して、年間20万円を限度とします。年間とは、補償規定に定める期間を指します。

1. 補償対象となるイベント・サービス

- 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
 - 宴会、パーティ用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
 - 旅館、ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
 - 運動、教養などの趣味の指導、教授(受講を含む)または施設の提供
 - 航空機、船舶、鉄道、自動車などによる旅客の輸送
 - 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行
- ※イベント・サービスの提供を受ける予定であった事を証明する書類(利用者名の確認ができるもの)が必要となります。

2. キャンセル費用の範囲

キャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払い戻しを受けられない費用または支払いを要する費用をいいます。また、購入したサービスの代金の一部をプレミアムカードで支払った場合には、プレミアムカードのご利用控への金額を限度にカードによる支払い額の割合を乗じた金額をお支払いします。

なお、対象となるキャンセル費用はカード会員本人に対して提供されるサービスに係る費用に限り、ただし、カード会員がサービスの提供を受けられなくなった場合において、カード会員に同行するカード会員の配偶者および子もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者および子に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。

3. 補償金をお支払いできない主な場合

- ①補償対象となるイベント・サービスがカード会員の職務遂行に関係するものである場合
- ②2010年12月14日以前にキャンセル事由の原因(死亡・入院・通院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病)が生じていた場合
- ③以下のような事由によるキャンセル
 - カード会員もしくは補償金を受け取るべき者の故意
 - けんか、自殺、犯罪行為
 - 無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転
 - 妊娠、出産、早産または流産による入院
 - 他覚症状のないむちうち症、腰痛
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応

など

アクシデントが発生した場合には

キャンセルプロテクション

【ご請求方法】

事故の日から30日以内に、下記プレミアム専用デスクまでご連絡ください。
30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ(株)までご相談ください。

事故発生後のご連絡は プレミアム専用デスクまで 受付時間:月～金10:00-17:00/土・日・祝・12/31～1/3休	0120-057-024 ※携帯電話からもご利用いただけます。
--	---

※補償金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【補償金請求に必要な書類】

必要書類	請求される補償金の種類			
	疾病・傷害	死亡	入院	通院
1. キャンセル内容報告書 兼 補償金請求書	○	○	○	○
2. 会員との続柄を証明する書類*(戸籍謄本等)	○	○	○	○
3. サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類	○	○	○	○
4. 負担したキャンセル費用の額を証明する書類*(領収書・精算書等)	○	○	○	○
5. カード利用時の売上伝票または、カードご利用代金明細	○	○	○	○
6. 死亡診断書または死体検案書*	○			
7. 医師の診断書*(※1)		○	○	
8. 同意書	○	○	○	○
9. その他必要となる書類	○	○	○	○

*については原本(オリジナル)をご提出ください。

※1: 診断書料は補償金支払いの対象となりません。

●ご提出いただきました必要書類は、返却いたしません。あらかじめご了承ください。

9. ゴルファー保険

補償が適用される場合

会員期間中に下記表中の「保険金をお支払いする場合」の事故に遭った場合を補償します。(自動付帯)

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)

補償内容		賠償責任 (1事故の限度額)	ゴルフ用品損害 (年間※1)の限度額)	ホールインワン・ アルバトロス費用 (1回の限度額)
対象者	本会員	1億円	5万円	10万円
	家族会員			
保険金をお支払いする場合		国内、国外を問わず、ゴルフの練習、競技または指導※1中に誤って他人(キャディを含みます)にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、1回の事故について、1億円を限度に損害賠償金(代位取得するものがあるときはその価額を差し引きます)をお支払いします。あわせて、損害防止費用、請求権の保全・行使手続費用、緊急措置費用、争訟費用、協力義務費用をお支払いできる場合があります。 ※1ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます)に限り、示断交渉は原則として東京海上日動が行います。	国内、国外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、被保険者(補償を受けられる方)が所有するゴルフ用品に生じた次の損害※1を、5万円を限度として時価額でお支払いします。なお、お支払いする保険金の総額は保険期間を通じ合算して、5万円が限度となります。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りす) ②ゴルフクラブの破損、曲損 ※1ゴルフ用品の発見回収のために支出した費用のうち、あらかじめ弊社の同意を得て支出した費用を含みます。	日本国内における同伴競技者および同伴競技者以外の第三者(※2)の方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった次の費用を10万円の範囲内でお支払いします。 対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、アマチュアゴルファーが日本国内でバー35以上の9ホールゴルフ場を正規にラウンドし、1名以上の同伴競技者と共にプレー中のホールインワンまたはアルバトロスです。ただし公式競技の場合は、同伴競技者または同伴競技者以外の第三者(※2)のいずれかの方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスが対象です。 ①同伴競技者、友人等への贈呈用記念品購入費用(購入代金および郵送費用)。ただし、次の購入費用を除きます。 ア.貨幣、紙幣 イ.有価証券 ウ.商品券等の物品切手 エ.プリペイドカード(被保険者(補償を受けられる方)がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用についてはお支払いの対象となります) ②祝賀会費用(ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3ヶ月以内※1に開催された祝賀会に限りす) ※1祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者(補償を受けられる方)から弊社にゴルフ競技を行う時期について連絡いただき、弊社が承認したときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、1万円が限度となります)
保険金をお支払いできない主な場合		●被保険者(補償を受けられる方)の故意による損害 ●戦争、暴動等による損害 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮による損害 ●同居の親族※1に対する損害 ●貸クラブやゴルフ場のゴルフ・カート等の他人から借りたり、預かったりしている物に対する損害 など ※1親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	●被保険者(補償を受けられる方)の故意または重大な過失による損害 ●戦争、暴動等による損害 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮による損害 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●火災の際における不法侵入者または盗賊によってなされた盗難による損害 ●自然の消耗または性質による変質等による損害 ●置き忘れまたは紛失による損害 ●ゴルフボールのみの盗難による損害 など	●ゴルフ場の経営者または使用人の方が、そのゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンまたはアルバトロス など

(※1) 年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ(株)との保険契約期間を指します。

(※2) 同伴競技者以外の第三者とは、下表Aに該当する方いずれか1名をいいます(Bに該当する方の目撃は対象となりません)。

A	同伴競技者以外の第三者に該当する方	<ul style="list-style-type: none"> 同伴キャディ ゴルフ場使用人 公式競技参加者 公式競技の競技委員 ゴルフ場に入出入りされる造園業者、工業者等 ゴルフ場内の売店運営業者 ワン・オン・イベント業者 先行・後続のパーティのプレイヤー 	など
B	同伴競技者以外の第三者に該当しない方	<ul style="list-style-type: none"> 帯同者(同伴キャディ以外の者で、被保険者(補償を受けられる方)または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者) 	

〈ことばのご説明〉

ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等のゴルフ類似のスポーツはゴルフには含まれません。
ゴルフ場、ゴルフ練習場	ゴルフの練習または競技を行なう施設で、かつ、名目が何であるにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含まれません。

〈ホールインワン・アルバトロスについてのご注意〉

- アマチュアの方だけを対象とするもので、プロ資格の保有者およびゴルフの競技または指導を職業としている方は本特約による保険金のお支払いの対象となりません。
- 原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて上表の内Aに記載されたいずれかの方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。
- 達成証明資料※1によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、同伴競技者および同伴競技者以外の第三者の方の目撃は不要です。
- ※1 達成証明資料とは、記録媒体に記録されたビデオ映像等をいいます。
- 保険金のご請求には、所定のホールインワン・アルバトロス証明書※2、各種費用の支払いを証明する領収書およびアテスト済のスコアカードの提出が必要となります。
- ※2所定のホールインワン・アルバトロス証明書には次の全ての方の署名または記名捺印が必要です。
 - ①同伴競技者 ②同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 ③ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者
- ※公式競技で達成されたホールインワンまたはアルバトロスについては、前記①または②のいずれかの方の署名もしくは記名捺印、および前記③の方の署名または記名捺印が必要です。
- ※達成証明資料によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記②の署名または記名捺印は不要です。この場合、達成証明資料の提出が必要となります。
- 「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払い限度となります(例:保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算のお支払い限度額となります)。
- 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約等にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認下さい。ちなみに他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、次の算式によって算出した額をお支払いします。

$$\text{支払限度額} \times 3 - \text{他の保険契約等から支払われた保険金の合計額} = \text{お支払いする保険金の額} \times 4$$

※3それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額(ご契約金額)の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金の額のことをいいます。

※4他の保険契約等がないものとして算出した弊社の支払うべき保険金の額を限度とします。

●ホールインワンまたはアルバトロスを達成することに10万円を限度として保険金をお支払いします。

※他の保険契約等から保険金が支払われた場合:「ご自身の傷害」に関する保険金を除き保険金が差し引かれることがあります。

被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。

ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

対象者		補償内容				
		死亡	後遺障害	入院	手術	通院
保険金額	本会員	300万円	最高300万円	日額4,500円	入院保険金日額の5倍または10倍 (1事故につき1回限り)	日額3,000円
	家族会員					
保険金をお支払いする場合		<p>国内、国外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*1中に急激かつ偶然な外来の事故(転倒、運動中の打撲・骨折等の外的要因による事故)によりケガをされた場合に次の保険金をお支払いします。 *1ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> <p>ケガを直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)、300万円をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、300万円から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。</p> <p>ケガを直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、最高300万円をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して300万円が限度となります。</p> <p>ケガを直接の原因として平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院の日数(実日数)に対して、日額4,500円をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いしません。</p> <p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のウェブサイトをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p> <p>ケガを直接の原因として平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)による医師等の治療を受けた場合、通院の日数(実日数)に対して、日額3,000円をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかった時以降の通院に対しては、保険金はお支払いしません。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いしません。</p>				
保険金をお支払いできない主な場合		<p>※上記のケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。</p> <p>●被保険者(補償を受けられる方)または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺、犯罪行為によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、暴動等によるケガ ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>				

(注1)【他の保険契約がある場合の取り扱い】

補償内容	他の契約の種類	他の個人クレジットカード付帯保険	他の法人クレジットカード付帯保険	任意加入のゴルフファー保険
傷害死亡・後遺障害		複数のクレジットカード付帯保険の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各クレジットカードに付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として按分して保険金をお支払いします)。	保険金は各保険契約金額の合算金額となります。ただし、法人クレジットカードは種類によって異なる場合がありますので、詳しくは各クレジットカード発行会社までお問い合わせください(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として合算した保険金をお支払いします)。	
上記以外(※1)		・入院、通院、手術の保険金額は、他の保険の有無に関わらず、日額の保険金額をお支払いします。 ・ゴルフ用品損害等は、お持ちの各クレジットカードの各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	・入院、通院、手術の保険金額は、他の保険の有無に関わらず、日額の保険金額をお支払いします。 ・ゴルフ用品損害等は、各保険契約の各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	

※申込人が法人、団体または個人事業主であって、クレジットカード利用代金の決済が法人等によって行われるものまたはクレジットカード利用代金の支払い債務が法人等によって保証されているものをいいます。

※1ホールインワン・アルバトロス費用については、(ホールインワン・アルバトロスのご注意)をご確認ください。

アクシデントが発生した場合には

ゴルフファー保険

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

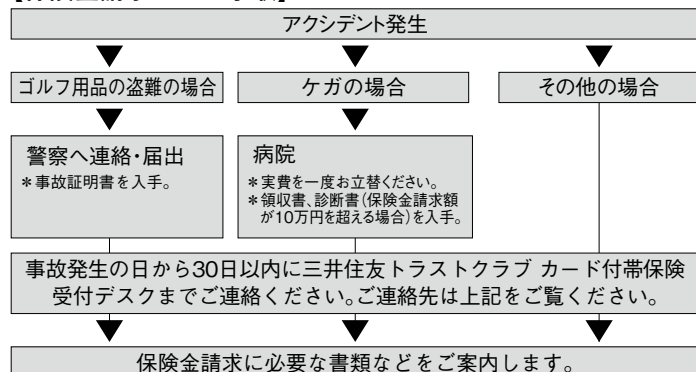
事故発生後のお問い合わせは
三井住友トラストクラブ
カード付帯保険受付デスクまで
※Japanese only

0120-562-522

受付時間：24時間/年中無休

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求までの手順】



【補償金請求に必要な書類】

必要書類	補償項目		賠償責任		用品		費用		傷害			
	対人	対物	対人	対物	破損	盗難	ホールインワン	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 領収書※1							○	○	○	○	○	○
3. 医師の診断書※1 ※2									○	○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書※1								○				
5. 損害品の写真※3					○	○						
6. 修理費見積書または領収書※4			○	○								
7. 修理会社またはメーカーによる証明※5					○							
8. 示談書または念書	○	○										
9. 第三者の損害を証明する書類	○	○										
10. 盗難事故証明書※6						○						
11. スコアカード※7							○					
12. ホールインワン・アルバトロス証明書※8							○					
13. その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1：原本(オリジナル)をご提出ください。※2：保険金請求額が10万円を超える場合に必要となります。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合でも、ご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください(診断書料は保険金支払いの対象となります)。
※3：損害品の損傷状況が確認できる写真をご用意ください。なお、写真代は会員様のご負担となりますのでご了承ください。
※4：修理が可能な場合に提出ください。※5：修理不可能な場合に必要です。場合によっては損害品の現物を確認させていただく場合があります。※6：保険金請求の際に必ず必要となります。※7：コピー可※8：以下の(1)~(3)の全ての方の証明(署名または記名捺印)が必要となります。ただし、一部証明が不要な場合もあります。証明書は保険会社所定のものとなります。(1) 同伴競技者の証明、(2) 同伴競技者以外の第三者の証明、(3) ゴルフ場責任者の証明

ご注意 個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.15の下段をご確認ください。

10. 交通事故傷害保険／賠償責任保険付き

1. 交通事故傷害保険

補償が
適用される場合

会員期間中に国内外を問わず、交通事故等によりケガをされ、死亡または後遺障害が生じたときに補償します。
(自動付帯)

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)

対象者	補償内容	死亡・後遺障害				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">保険金額</td> <td>本会員</td> <td rowspan="2">死亡・後遺障害</td> </tr> <tr> <td>家族会員</td> </tr> </table>	保険金額	本会員	死亡・後遺障害	家族会員		最高100万円
保険金額		本会員		死亡・後遺障害		
	家族会員					
保険金をお支払いする場合	<p>下記の事故によりケガをされ、事故の日を含め180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行中の交通乗用具との衝突 ・運行中の交通乗用具に乗っている間の事故 ・乗客として駅の改札口に入ってから出までの駅構内における事故 ・道路通行中の建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石などの落下、火災または破裂・爆発などによる事故 ・建物または交通乗用具の火災による事故 <p>一般的に交通乗用具とは次のいずれかに該当するものをいいます。 ※ただし、当該補償の対象とならない交通乗用具もございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付きリフト ・自動車、スノーモービル、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー ・飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)、ジャイロプレーン ・ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート ・エレベーター、エスカレーター、動く歩道 <p>注) 以下のものは交通乗用具に含まれません ジェットコースター等の遊戯施設、ハンングライダー、気球、パラシュート、セーリングボード、サーフボード、幼児用ボート、もっぱら物品輸送用に設置された装置</p>					
保険金をお支払いできない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失によって生じた事故 ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ ・核燃料物質の有害な特性などによるケガ ・交通乗用具による競技、試運転等を行っている間のケガ ・職務または実習のために船舶に乗っている間、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として乗っている間のケガ ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、荷卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・他覚症状のないむちうち症および腰痛 	など				

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、「ダイナースプレミアムカード会員」であることをお申し出ください。グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承願います。

※メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。

※カード会員(本会員および家族会員)、家族特約対象者(いずれも法人は対象外)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます)からの直接の相談に限ります(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

24時間365日受付*1 東京海上日動火災保険株式会社 0120-708-110 (携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)
※日本国内からの通話に限ります。※Japanese only

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

がん専用相談窓口

- がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。
- より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

- *1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
- *2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

デイリーサポート

受付時間: いずれも土日 祝日、年末 年始を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 : 9:00~17:00 ・税務相談 : 14:00~16:00 ・社会保険に関する相談 : 9:00~17:00 ・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00
-----------------------------------	--

東京海上日動火災保険株式会社 0120-285-110
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)
※日本国内からの通話に限ります。
※Japanese only

生活支援サービス

- 法律・税務相談*1 ●社会保険に関する相談*2 ●暮らしの情報提供
- *1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- *2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

介護アシスト

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介):9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)
0120-428-834
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)
※日本国内からの通話に限ります。※Japanese only

電話介護相談サービス

社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

インターネット介護情報サービス

ウェブサイトを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
ウェブサイトアドレス: <http://www.kaigonw.ne.jp/>

2.賠償責任保険

補償が
適用される場合

会員期間中に国内外を問わず、日常生活中に生じた法律上の賠償責任を補償します。
(自動付帯)
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)、家族特約対象者

<家族特約の対象者>

①カード会員(本会員および家族会員)の配偶者

②カード会員(本会員および家族会員)またはその配偶者と生計を共にする同居の親族

③カード会員(本会員および家族会員)またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

※親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族となり年齢制限はありません。※家族特約の対象となるが公的書類等で確認させていただきます。

※事故発生時において、会員と上記の続柄にあたる方が対象となります。※本会員、家族会員の方は会員としての補償を優先し、家族特約により重複して補償されることはありません。

対象者		補償内容	賠償責任 (1事故の限度額)
保険金額	本会員		1億円
	家族会員		
	家族特約対象者		
保険金をお支払いする場合		<ul style="list-style-type: none"> ・子供がキャッチボールをして隣人宅の窓を割った ・子供が自転車で歩行者にケガをさせた ・マンションで自宅洗濯機から水が漏れ、階下の人に損害を与えた ・飼犬が歩行者に噛みついてケガをさせた 	など
保険金をお支払いできない主な場合		<ul style="list-style-type: none"> ・故意によって生じた事故 ・他人のものを使用・管理している間に発生した事故 ・職務遂行中に起因する事故 ・航空機、船舶(*)、車両(*)、銃器の所有・使用・管理に起因する事故 ・地震・噴火・洪水・津波等の自然変象に起因する事故 ・戦争、内乱、暴動などによる事故 ・核燃料物質の有害な特性などによる事故 ・同居の親族に対する事故 ・心神喪失中(泥酔中など)の事故 ・受託品に関する事故 	など

※他の保険契約がある場合、各保険契約の各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。

アクシデントが発生した場合には

交通事故傷害保険／賠償責任保険

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。30日を超える場合は、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

事故発生後のお問い合わせは 三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまで ※Japanese only	<h1>0120-562-522</h1> 受付時間：24時間/年中無休
--	--------------------------------------

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

必要書類	保険金の種類		賠償責任	
	死亡	後遺障害	対人	対物
1.保険金請求書	○	○	○	○
2.事故証明書(警察等の公の機関のもの)	○	○	○	○
3.医師の診断書* ※1		○※2	○	
4.治療費用の明細書および領収書			○	
5.示談書			○	○
6.損害物の修理見積書および写真				○
7.死亡診断書または死体検案書*	○			
8.被保険者の除籍済みの戸籍謄本および印鑑証明	○			
9.相続人の同意書と印鑑証明	○			
10.その他必要と認められる書類	○	○	○	○

*については原本(オリジナル)をご提出ください。

※1：診断書料は保険金支払いの対象となりません。

※2：日本の医師が発行したもので後遺障害専用の診断書となります。

*個人情報の取扱いご注意

本保険サービスに関連するサービスの提供、保険金支払等の事務手続きのために、必要な保護措置を講じた上で当社(三井住友トラストクラブ株式会社)が保有する以下個人情報を引受保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)へ必要最小限提供し、提供先が利用することに同意するものとします。

・氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、会員のカードの利用および支払状況、その他会員等から申告を受け、またはお問合せにより当社(三井住友トラストクラブ株式会社)が知りえた情報。

11. よくあるご質問

ご質問	回答					
海外旅行保険について						
<p>1 海外旅行保険にはどんな補償があるの？</p>	<p>例えば、海外旅行中に起こった次のような事故を補償します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;"> <p>事故にあって亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)</p>  </td> <td style="width: 25%;"> <p>突然の高熱! 病院での治療が必要になった場合 (疾病治療費用)</p>  </td> <td style="width: 25%;"> <p>骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらったことになった場合 (救護者費用)</p>  </td> <td style="width: 25%;"> <p>観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合 (携行品損害)</p>  </td> <td style="width: 25%;"> <p>ホテルに宿泊中、誤ってホテルを水浸しにしてしまった場合 (賠償責任)</p>  </td> </tr> </table> <p>※詳細は必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。</p>	<p>事故にあって亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)</p> 	<p>突然の高熱! 病院での治療が必要になった場合 (疾病治療費用)</p> 	<p>骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらったことになった場合 (救護者費用)</p> 	<p>観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合 (携行品損害)</p> 	<p>ホテルに宿泊中、誤ってホテルを水浸しにしてしまった場合 (賠償責任)</p> 
<p>事故にあって亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)</p> 	<p>突然の高熱! 病院での治療が必要になった場合 (疾病治療費用)</p> 	<p>骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらったことになった場合 (救護者費用)</p> 	<p>観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合 (携行品損害)</p> 	<p>ホテルに宿泊中、誤ってホテルを水浸しにしてしまった場合 (賠償責任)</p> 		
<p>2 どれぐらいの期間補償されるの？</p>	<p>日本を出国した日から最高3ヵ月*までの旅行期間中を補償します。 *例えば7月26日に出国した場合、10月27日の日本時間午後12時(24時)までとなります。</p>					
キャンセルプロテクションについて						
<p>3 キャンセルプロテクションは どういう補償？</p>	<p>例えば、プレミアムカードで支払った次のような代金を補償します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>盲腸で入院し、旅行をキャンセルした場合のツアー旅行代金(20万円限度)</p>  </td> <td style="width: 33%;"> <p>旅行前日に子供がケガをして通院。キャンセルしたツアー旅行代金(6万円限度)</p>  </td> <td style="width: 33%;"> <p>記念日にクルージングを予定していたが、奥様が入院。キャンセルになった夫婦のクルージング代金(20万円限度)</p>  </td> </tr> </table> <p>※ただし、全てのキャンセル事由を合計して年間20万円を限度とします。 詳細は必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。</p>	<p>盲腸で入院し、旅行をキャンセルした場合のツアー旅行代金(20万円限度)</p> 	<p>旅行前日に子供がケガをして通院。キャンセルしたツアー旅行代金(6万円限度)</p> 	<p>記念日にクルージングを予定していたが、奥様が入院。キャンセルになった夫婦のクルージング代金(20万円限度)</p> 		
<p>盲腸で入院し、旅行をキャンセルした場合のツアー旅行代金(20万円限度)</p> 	<p>旅行前日に子供がケガをして通院。キャンセルしたツアー旅行代金(6万円限度)</p> 	<p>記念日にクルージングを予定していたが、奥様が入院。キャンセルになった夫婦のクルージング代金(20万円限度)</p> 				
ゴルファー保険						
<p>4 ゴルファー保険にはどんな補償があるの？</p>	<p>例えば、ゴルフプレー中に起こった次のような事故を補償します。 *1 国内でも海外でも補償します。 *2 国内のみ補償します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;"> <p>ケガが原因で亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)*1</p>  </td> <td style="width: 20%;"> <p>ケガをした場合 (傷害通院・傷害入院)*1</p>  </td> <td style="width: 20%;"> <p>他人にケガをさせたり他人の財物を壊してしまった場合 (賠償責任)*1</p>  </td> <td style="width: 20%;"> <p>ゴルフ用品の盗難やゴルフクラブに破損が生じた場合 (ゴルフ用品損害)*1</p>  </td> <td style="width: 20%;"> <p>ホールインワンを達成して祝賀会を開いた場合 (ホールインワン・アルパトロス費用)*2</p>  </td> </tr> </table>	<p>ケガが原因で亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)*1</p> 	<p>ケガをした場合 (傷害通院・傷害入院)*1</p> 	<p>他人にケガをさせたり他人の財物を壊してしまった場合 (賠償責任)*1</p> 	<p>ゴルフ用品の盗難やゴルフクラブに破損が生じた場合 (ゴルフ用品損害)*1</p> 	<p>ホールインワンを達成して祝賀会を開いた場合 (ホールインワン・アルパトロス費用)*2</p> 
<p>ケガが原因で亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)*1</p> 	<p>ケガをした場合 (傷害通院・傷害入院)*1</p> 	<p>他人にケガをさせたり他人の財物を壊してしまった場合 (賠償責任)*1</p> 	<p>ゴルフ用品の盗難やゴルフクラブに破損が生じた場合 (ゴルフ用品損害)*1</p> 	<p>ホールインワンを達成して祝賀会を開いた場合 (ホールインワン・アルパトロス費用)*2</p> 		
交通事故傷害保険／賠償責任保険付き						
<p>5 交通事故傷害保険／賠償責任保険付きにはどんな補償があるの？</p>	<p>例えば、日常生活中に国内外で起こった次のような事故を補償します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;"> <p>交通事故によるケガが原因で亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)</p>  </td> <td style="width: 20%;"> <p>ショッピング中に販売している商品を壊してしまった場合 (賠償責任)</p>  </td> <td style="width: 20%;"> <p>自転車で歩行人にケガをさせた場合 (賠償責任)</p>  </td> <td style="width: 20%;"> <p>自宅マンションで洗濯機から水が漏れ、階下の人に損害を与えた場合 (賠償責任)</p>  </td> <td style="width: 20%;"> <p>飼い犬が歩行人に噛みついてケガをさせた場合 (賠償責任)</p>  </td> </tr> </table>	<p>交通事故によるケガが原因で亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)</p> 	<p>ショッピング中に販売している商品を壊してしまった場合 (賠償責任)</p> 	<p>自転車で歩行人にケガをさせた場合 (賠償責任)</p> 	<p>自宅マンションで洗濯機から水が漏れ、階下の人に損害を与えた場合 (賠償責任)</p> 	<p>飼い犬が歩行人に噛みついてケガをさせた場合 (賠償責任)</p> 
<p>交通事故によるケガが原因で亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)</p> 	<p>ショッピング中に販売している商品を壊してしまった場合 (賠償責任)</p> 	<p>自転車で歩行人にケガをさせた場合 (賠償責任)</p> 	<p>自宅マンションで洗濯機から水が漏れ、階下の人に損害を与えた場合 (賠償責任)</p> 	<p>飼い犬が歩行人に噛みついてケガをさせた場合 (賠償責任)</p> 		

カード付帯保険に関するお問い合わせ

〔三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスク〕 **0120-562-522**

※海外からは**81-3-6758-2459** コレクトコールをご利用ください。

■事故発生前：メニュー番号4を選択してください(受付時間：月～金 9:00～17:00/土・日・祝休)。
※事故発生前のカード付帯保険に関するお問い合わせ業務は、三井住友トラストクラブ株式が㈱プレスステージ・コアソリューションに業務委託しております。

■事故発生後：ガイドンスに従いメニュー番号1～3を選択してください(受付時間：24時間/年中無休)。
※事故発生後のカード付帯保険に関するお問い合わせ業務は、付帯保険引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が行ってまいります。
※キャンセルプロテクションに関するお問い合わせは、プレミアム専用デスク**0120-057-024**までご連絡ください。